

日 薬 業 発 第 275 号  
令 和 6 年 11 月 5 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

薬局訪問調査へのご協力をお願い

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、日本製薬団体連合会・保険薬価研究委員会（以下、日薬連・薬価研）において、別添のとおり、「薬局訪問調査」が実施されることになりましたのでお知らせします。

同調査は、診療報酬改定を含む様々な環境変化が現在または将来の薬局業務の在り方に及ぼす影響等についての的確に把握し、薬価制度改革に係る論議の参考にすることを目的として、日薬連・薬価研の幹事会に所属する企業の社員が、本会の会員が従事する薬局（約100施設）を対象に訪問し、別添の内容についての聞き取り調査を実施するものです。

対象となる薬局には、日薬連・薬価研に所属する企業のMR等から個別に、ご依頼が行くこととなっておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

貴会におかれましても同調査の趣旨を十分ご理解いただき、調査対象となった薬局から照会を受けた場合等には適切な回答が行われるよう、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(別添)

薬局訪問調査へのご協力をお願い

(令和6年10月、日本製薬団体連合会・保険薬価研究委員会)

令和 6 年 10 月

日本薬剤師会  
会長 岩月進殿

日本製薬団体連合会  
保険薬価研究委員会  
委員長 石牟禮 武志

### 薬局訪問調査へのご協力のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から医療用医薬品の適正使用に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医薬品の供給状況については薬剤師の先生方や患者様には大変なご負担をお掛けしておりますが、業界として早期に改善できるよう対応を進めているところでございます。

さて、当委員会ではこれまで、診療報酬改定及び薬価制度改革が医療機関や保険薬局にどのような変化を及ぼしたのか等について調査を行い研究報告として取り纏めて参りました。

ご高承の通り、令和 6 年度診療報酬改定では、医療 DX の推進による医療情報の有効活用に向けた評価の新設や質の高い在宅医療の確保に係る見直し等が行われ、薬局・薬剤師の役割はますます重要となつてきていると理解しております。また、従来とは異なるアプローチで更なる後発品への置換えを進める観点から長期収載品に係る選定療養の仕組みが導入され、薬局・薬剤師の業務にも影響を与えていると拝察いたします。

当委員会といたしましては、診療報酬改定を含む様々な環境変化が現在または将来の薬局業務の在り方に及ぼす影響につきまして的確に把握し、薬価制度改革に係る論議の参考にさせていただきたいと考え、本調査を企画いたしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、当委員会による日本薬剤師会会員への聞き取り調査へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、調査で得られた個別の内容を外部に漏洩することは決してございません。また、調査結果につきましてはご協力いただいた保険薬局様宛にご報告いたします。

謹白

令和6年度  
保険薬局アンケート調査 調査票

日本製薬団体連合会 保険薬価研究委員会  
医療制度小委員会

※アンケートで回答いただいた情報は、本調査の目的以外で使用することはありません。紛失や漏洩などが発生しないよう安全対策を徹底いたします。また、アンケート結果は、薬局情報が特定されない形で調査とりまとめを行い、ご報告させていただきます（2025年6月）です。

■基本情報

貴薬局の基本情報について、回答してください

質問項目	回答欄	
保険薬局	施設名称 ( ) 所在地 都道府県 ( ) 市町村郡 ( )	
回答者 (役職：複数選択可)	回答者名 ( ) 1. 経営者(開設者)      2. 管理薬剤師      3. 1・2以外の薬剤師 4. その他 ( )	
店舗数 (同一グループ薬局数)	( ) 軒	
当店舗の常勤薬剤師数	( ) 人    うち、かかりつけ薬剤師指導料算定 ( ) 人	
主な処方箋発行医療機関	1. 近隣の病院      2. 近隣の診療所      3. 様々な医療機関	
主な処方箋発行医療機関 の主な診療科 (複数選択可)	1. 内科      2. 外科      3. 整形外科      4. 耳鼻咽喉科      5. 泌尿器科 6. 皮膚科      7. 精神科      8. 産科婦人科      9. 小児科      10. 眼科 11. その他 ( )	
処方箋受付回数	1ヶ月あたり、約 ( ) 回	
調剤基本料	2024年9月 1. 調剤基本料1 (45点) 2. 調剤基本料2 (29点) 3. 調剤基本料3 (イ) (24点) 4. 調剤基本料3 (ロ) (19点) 5. 調剤基本料3 (ハ) (35点) 6. 特別調剤基本料A (5点) 7. 特別調剤基本料B (3点)	2023年9月(1年前) 1. 調剤基本料1 (42点) 2. 調剤基本料2 (26点) 3. 調剤基本料3 (イ) (21点) 4. 調剤基本料3 (ロ) (16点) 5. 調剤基本料3 (ハ) (32点) 6. 特別調剤基本料 (7点)

■令和6年度診療報酬改定

問1. 「令和6年度診療報酬改定の影響」についてお聞かせください

1. 診療報酬改定が今年から6月実施となったことによる影響（貴薬局への影響、患者さんの反応等）があればお聞かせください。

( )

2. 令和6年度診療報酬改定を受けて、貴薬局で特に影響が大きかった診療報酬改定項目や、それに伴い新たに対応したこと、対応予定の事柄があればお聞かせください。

( )

問2. 「医療DXの推進」についてお聞かせください

1. 医療DXに係る施策の貴薬局の現状についてお聞かせください。

医療DX整備状況	
医療DX推進体制整備加算の算定状況	1. 医療DX推進体制整備加算1（7点） 2. 医療DX推進体制整備加算2（6点） 3. 医療DX推進体制整備加算3（4点） 4. 算定していない
経過措置となっている施設基準の整備状況	
電子処方箋を受け付ける体制	1. 既に体制整備済み ⇒ 受付回数 1ヶ月あたり、約（ ）回 2. 既に導入手続き済み 3. 経過措置期間満了までには整備予定 4. 整備する予定はない
電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制	1. 既に導入手続き済み 2. 経過措置期間満了までには整備予定 3. 整備する予定はない
オンライン服薬指導の実施状況	
外来患者に対するオンライン服薬指導	1. 実施している（実施する体制を有している） 2. 実施していない
在宅患者に対するオンライン服薬指導	1. 実施している（実施する体制を有している） 2. 実施していない

2. オンライン資格確認システムにより、患者情報が共有されることで得られるメリットや実際の活用事例をお聞かせください。

( )

3. 医療DX（オンライン資格確認、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス等）が推進されることのメリットや課題についてご意見があればお聞かせください。

( )

4. 医療 DX（オンライン資格確認、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス等）が推進されることで薬局の役割や患者さんの動向が今後どのように変化していくと考えられるか、ご意見があればお聞かせください。

( )

**問3. 「在宅医療の推進」についてお聞かせください**

1. 在宅医療の実施状況をお聞かせください。

2024年9月	2023年9月（1年前）
在宅患者訪問薬剤管理指導料（650点/320点/290点） 1. 算定している 2. 算定していない	在宅患者訪問薬剤管理指導料（650点/320点/290点） 1. 算定している 2. 算定していない

※介護保険（居宅療養管理指導料）にて算定している場合も「1. 算定している」とご回答ください。

2. 令和6年度診療報酬改定で在宅医療の評価が見直されましたが、今後さらに改善すべき制度上の課題があればお聞かせください。

( )

**■後発品使用推進**

**問4. 「後発医薬品調剤体制加算」についてお聞かせください**

後発医薬品調剤体制加算の算定状況（9月分）をお聞かせください。

	2024年9月	2023年9月（1年前）
後発医薬品調剤体制加算の算定状況	1. 後発医薬品調剤体制加算1（21点） 2. 後発医薬品調剤体制加算2（28点） 3. 後発医薬品調剤体制加算3（30点） 4. 算定していない 5. 減算規定※に該当	1. 後発医薬品調剤体制加算1（21点） 2. 後発医薬品調剤体制加算2（28点） 3. 後発医薬品調剤体制加算3（30点） 4. 算定していない 5. 減算規定※に該当

※減算規定：後発医薬品の調剤数量割合が5割以下の場合、調剤基本料の所定点数から5点を減算する。但し、受付回数600回/月以下は除く。

**問5. 「長期収載品の選定療養」についてお聞かせください**

1. 選定療養に該当し「特別の料金」（追加の自己負担）が発生した大まかな患者割合（10月分）をお聞かせください。

	2024年10月
「患者希望」による長期収載品の調剤	%程度

2. 特定薬剤管理指導加算3（口）の算定状況についてお聞かせください。

（要件のうち、「選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者さんに対して説明を実施した場合」による算定）

特定薬剤管理指導加算3（口）の算定状況（5点）	1. 算定している 2. 算定していない
-------------------------	-------------------------

3. 「医療上の必要性」により長期収載品を調剤した処方箋の大まかな割合（10月分）をお聞かせください。

	2024年10月
処方箋の「変更不可（医療上必要）」に印があったことによる長期収載品の調剤	%程度
選定療養導入以前と比較して「後発品への変更不可」の薬剤がある処方箋の割合	1. 増えた 2. 変わらない 3. 減った
薬局で医療上の必要性を判断したことによる長期収載品の調剤	%程度

4. 「医療上の必要性」で長期収載品を用いる場合（処方箋で「変更不可（医療上必要）」に印がある場合または薬局で判断した場合）、想定される理由として最も多いと考えられるものをお聞かせください。

医療上の必要があるとして想定される理由（1～4から一つお選びください）
1. 長期収載品と後発医薬品で効能・効果に差異がある場合であって、疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要がある
2. 当該患者が後発医薬品を使用した際に、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと医師等が判断する場合であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要がある
3. 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されており、それを踏まえ、長期収載品を処方等する医療上の必要がある
4. 後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違いにより、長期収載品を処方等する医療上の必要がある
令和6年7月12日付事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」

4. で回答された1～4についてお分かりになる範囲で、具体的な理由をお聞かせください。

( )

5. 長期収載品の選定療養の仕組みの導入に際して、患者さんへの理解促進に向けた貴薬局での取組みや実際に苦労した点についてお聞かせください。

( )

6. 選定療養の仕組みの導入により、後発品の調剤割合に変化があった（使用が促進された）かどうかをお聞かせください。

後発品の調剤割合の変化	1. 増えた ⇒ 変化が現れ始めた時期（ 年 ）月頃* 2. 変わっていない 3. 減った
-------------	--

\*制度施行前からの周知活動で切替えが始まっていた場合、当該時期をご回答ください。

6. にて「1. 増えた」と回答された場合、具体的にどのような患者さん（加入する保険区分等）やどのような薬剤（今まで後発品に置き換わりにくかった薬効等）で変化があったかをお聞かせください。

( )

**問6. 「後発品使用促進策」についてお聞かせください**

長期収載品の選定療養を含め、政府が進める後発品使用促進策についてご意見をお聞かせください

( )

**■薬価制度**

**問7. 「令和5年度及び令和6年度薬価改定」についてお聞かせください**

1. 不採算を理由として多くの品目の薬価が引き上げられました（不採算品再算定）が、自己負担の変化に伴う患者さんの反応があればお聞かせください。

( )

2. 薬価改定による薬価の引上げ、又は引下げを主たる理由とした採用銘柄の変更があればその理由をお聞かせください（供給不安の理由を除く）。

( )

**その他**

**問8. 「医薬品の供給不足及び安定確保」についてお聞かせください**

1. 医薬品の供給不足による貴薬局への影響についてお聞かせください。

( )

2. 医薬品の供給不足に対する製薬企業及び医薬品卸売販売業者へのご意見や、持続的な医薬品の安定供給（安定確保）のためのご意見がありましたらお聞かせください。

製薬企業へのご意見 ( )

医薬品卸売販売業者へのご意見 ( )

安定確保に関するご意見 ( )

**問9. 「その他、薬局を取り巻く環境」についてお聞かせください**

薬局を取り巻く環境において、気になる点などがございましたら、ご意見をお聞かせください。

(番号 ) (ご意見 )

(番号 ) (ご意見 )

(番号 ) (ご意見 )

**選択肢（キーワード）**

- |                          |                    |                                 |
|--------------------------|--------------------|---------------------------------|
| 1. 薬価制度・薬価改定<br>(中間年の改定) | 2. ドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロス | 3. バイオ後続品 (バイオシミラー)             |
| 4. オーソライズドジェネリック (AG)    | 5. フォーミュラリ         | 6. 後発品に係る新目標<br>(新たに金額ベースの副次目標) |
| 7. 流通改善ガイドライン            | 8. リフィル処方箋         | 9. ポリファーマシー                     |
| 10. 廃棄ロス                 | 11. 医療従事者の賃上げ      | 12. その他                         |

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。